

議案第 2 号 令和 4 年度事業計画案承認の件

本原稿執筆時点で、新型コロナウイルス感染症は収束していない。新型コロナウイルス感染症がいつ収束するのか不明だが、経済や雇用に与える影響は甚大である。景気後退と物価高によるスタグフレーションが懸念されるなど、日本経済は今後ますます悪化し、自死、労働問題、債務整理等の相談需要が増加すると予想される。司法書士が果たすべき役割は大きい。

また、世界に目を向ければ、本年 2 月にロシアがウクライナに軍事侵攻し、これにより多くの民間人が犠牲となった。深刻な人権侵害が生じており、この問題に対して群馬司法書士会は、本年 3 月に会長声明を発出した。ロシアへの経済・金融制裁や天然ガス・原油等のエネルギー価格上昇は世界経済の停滞を招き、日本経済に与える影響は小さくない。

一方、本年に制度誕生から 150 周年を迎える司法書士業界に大きな影響を与えるものとして、相続登記の義務化が挙げられる。所有者不明土地の発生予防と利用円滑化を目的とした所有者不明土地関連法が令和 5 年 4 月 1 日より順次施行される。相続登記は令和 6 年 4 月 1 日より義務化となる。相続登記の一番の担い手である司法書士は、本改正に全力で取り組む必要がある。

他にも、貧困、インターネット上での誹謗中傷、超高齢社会など、今日の日本社会においては様々な問題が山積している。

このような状況下において、本年度も従来の事業を継続し発展させつつ、その他積極的に時機に適した事業を行っていく。

具体的な事業については、以下のとおりである。

【総務部】

1 会員執務の適正かつ円滑化を図るための事業

(1) 業務相談室の運営

業務相談室を常設し、会員に対して不動産登記、商業・法人登記業務全般のための利便性を提供する。寄せられた相談事例については会員の執務に役立てるよう適宜紹介していく。また、より多くの会員の利用がなされるよう定期的に会員周知を行っていく。

(2) 会員への情報提供

メーリングリスト、書面通知または会員専用ウェブサイト等を通じて執務・業務に関連する情報のほか各種の情報提供を行う。また、会員の約半

数程度の利用に止まっている会員専用ウェブサイトについては、より一層の利用促進のための対策を図る。

(3) 協議会および打合せ会

群馬弁護士会もしくは法テラス群馬との協議会または法務局もしくはリーガルサポート群馬支部との打合せ会を定期的に行い、会員業務に生じる弊害の調整、社会問題への対応、組織間の維持発展等に寄与する。

(4) 綱紀案件への対処および苦情処理

司法書士法施行規則第42条第2項の規定に基づく法務局からの調査付託に対応するほか、会に寄せられた苦情へ対処する。また、取り扱った綱紀苦情案件については、総務部で精査したのちプライバシーに配慮のうえ、会員へ情報提供等を行い会員執務の適正化を図る。

(5) 金融機関沿革資料の作成

当会で、平成20年10月に金融機関沿革資料として、「県内金融機関沿革」、「総合農協の合併沿革」および「大手銀行再編資料」をまとめた資料を作成した。現状その在庫がなくなっており、金融機関の再編もさらに行われていることから、新たに資料を集め最新版の金融機関沿革資料を作成し、会員に配布したい。

(6) 反社会的勢力に対する対策

反社会的勢力からの依頼に対する司法書士の対応を検討する。群馬県暴力団排除条例、政府・各府省庁が出している指針・要綱、各業界における約款、また、実際の事例等を研究し、マニュアルを作成し、会員に配布する予定である。

2 会組織の充実化を図るための事業

- (1) 必要に応じて会則、規則および規程の制定・改正等を検討する。
- (2) 法務局長の調査委嘱（司法書士法施行規則第41条の2）に基づく調査を本局または支局・出張所の数か所で実施する。
- (3) 事務局運営を円滑にするため必要なシステムまたはツールを導入する。

3 その他の事業

- (1) 各種事業について行政・地方自治体との連携を推進する。
- (2) 各地方自治体との災害時協定締結を推進するとともに他士業との連携も検討する。

- (3) 非司排除のための対策について検討する。
- (4) 群馬司法書士会の会務において、男女共同参画（男性も女性も、意欲に応じて活躍できる環境づくり）について検討する。

【企画部】

1 民法および不動産登記法改正対策

近年、司法書士業務に影響を与える法改正が数多く行われている。その最も重要なものは、相続登記の義務化を含む民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）の改正、およびこれに関連する相続土地国庫帰属法の成立である。それぞれの施行日は、前者については令和6年4月、後者については令和5年4月とすでに目前に迫っている。

いまや数多くのマスメディアで「相続登記義務化」が取り上げられていることからもうかがえるように、この法改正は、司法書士業務のみならず、市民生活に与える影響も極めて大きいものである。そのため、まずは会員に対し、この改正法の内容や実務上の問題点を徹底的に周知する必要がある。そのうえで、市民に対しても、改正法の内容を広く告知したうえで、司法書士がこの法改正によって義務化される相続登記をはじめとする諸手続きの主要な担い手であることを伝え、今般の法改正によって市民生活に無用の混乱を生ぜしめないように努めなければならない。

そこで本年度、民法および不動産登記法改正対策として以下の事業を行う。

- (1) 会員に対する研修会の開催
- (2) 市町村役場や法務局等の行政機関との連携
- (3) パンフレット等の広報用ツールの作成
- (4) 市民公開講座の開催に向けた準備
- (5) その他、民法および不動産登記法改正に関連する事業

2 業務拡充対策

平成14年の司法書士法改正により、司法書士に簡裁訴訟代理権が付与されてからすでに20年が経過する。この間の簡易裁判所における司法書士の訴訟関与率は、いわゆる過払訴訟が頻繁に行われていた平成22年には約20%に達したが、現在では、わずか5%程度にすぎない。

司法書士法改正に至る司法制度改革審議会の意見書には、司法書士の

簡裁訴訟代理権付与について「弁護士人口の大幅な増加が現実化するまでの当面の法的需要を充足させるための措置」との文言がある。これを素直に解釈すれば、簡裁訴訟代理権は、一時のいわば時限措置とも考えられる。しかも弁護士人口の推移を見てみると、平成 14 年には約 1 万 9, 000 人であったが、現在では約 4 万 2, 000 人に増加している。このような状況のもと、当面の法的需要が充足されたとして司法書士の簡裁訴訟代理権が剥奪されることのないよう、訴訟関与率を少しでも向上すべくその対策を考える必要がある。

次に、平成 14 年の司法書士法改正では、規則 31 条業務が明文化され、いわゆる財産管理業務について、すべての司法書士が行える付随的業務として法令上位置付けられた。これによって、司法書士の業務の範囲がより明確となったことから、任意財産管理業務、遺産承継業務、死後事務委任業務等について、より多くの司法書士の関与が望まれるとともに、その業務の適正化と質の向上が求められている。

さらに、農業支援等の、今まで司法書士があまり関与することがなかった業務についても、より多くの司法書士がその担い手となることが望ましい。そのためには、関係機関と連携したうえで、業務に関する調査・研究を重ねることが必要である。

これらに加え、現在、裁判の I T 化を実現する民事訴訟法の改正が目前に迫っていることから明らかなように、急速に進む社会のデジタル化により、今後、司法書士業務も様々な点において変容を迫られることが予想される。これに関しても必要な調査および研究を行い、デジタル社会化に円滑に対応できるようにする。

そのため本年度、業務拡充対策として、以下の事業を行う。

- (1) 裁判業務の手引きとなる会員向け小冊子の作成
- (2) 民事裁判業務の受託促進および同業務における会員の資質向上に資する研修会の開催
- (3) 任意財産管理契約および死後事務委任契約等に関する研修会の開催
- (4) 全国農業会議所および一般社団法人群馬県農業会議との連携と、これに関連した事業
- (5) 農業支援業務をはじめとする司法書士の新たな業務の調査および研究
- (6) デジタル社会化に伴う司法書士業務の変容等に関する調査および研究
- (7) その他、司法書士の業務拡充に関連する事業

3 市民の権利の擁護

現下の日本社会には、若者の雇用不安と低所得、孤立する高齢者や「8050 問題」、ひとり親世帯に対する脆弱な社会保障と子どもの貧困、規制なき銀行カードローンと重い奨学金の負担、デジタル社会の進行と次々と現れる悪徳商法、使い捨てられる労働者と「ブラック企業」の存在、在留外国人や性的少数者に対する排除といった社会問題が次々と発生している。そして、その背後に見られるのは、いわゆる共同体の崩壊と階層間の分断、さらには個人の孤立である。特に令和2年から現在まで続く新型コロナウイルス感染症に伴う社会不安は、国の社会保障制度の少なさ、相談できる相手の不存在、地域社会の連帯感の欠如と相まって、日本社会に現れた問題の根深さを浮き彫りにしたと思われる。

こうした社会情勢を受けて、国は「地域共生社会」の創出を目指し、市町村に対して「断らない支援」をはじめとする包括的な相談支援体制を整備する方針を固め、専門職に対しても「具体的な課題解決を目指すアプローチ」だけでなく「つながり続けることを目指すアプローチ」の必要性を示している。加えて、地域社会においても、社会保障制度の脆弱さを補充し、信頼できる相談相手として地域の連携、連帯を体現できる存在が求められている。司法書士は、こうした社会の潮流を感じとり、市民に最も身近な法律専門家として、高齢者や障がい者、経済的困窮者やシングルマザー、子ども、性的少数者といった社会的弱者に対し、市町村と協働関係を築き、他の専門家とも連携しながら、その権利を擁護し、排除や孤立を防ぎ、市民社会において共生を可能せしめる活動の担い手であることが望まれていると考える。

そのためには、単なる法律問題の解決を目指すのではなく、かれら社会的弱者と繋がりながら支援し続け、ともに伴走する、といった役割を担う必要がある。専門的知識と経験に基づく問題解決能力を高めることは当然ながら、さらなる相談活動やアウトリーチ活動等を通じて、常に市民に門戸を開き、市民が躊躇なく支援を求めうる存在であることが必要である。

このような社会的要請に基づき、市民の権利擁護のため、以下の活動を行う。

(1) 消費者問題への対応

- ① 群馬県多重債務者対策協議会ワーキンググループ会合への参加
- ② 群馬県主催の多重債務無料相談会への会員派遣
- ③ 県内の消費生活センターとの懇談会の開催

- ④ 成人年齢引き下げや高齢者に関する消費者問題についての研修会の開催
 - ⑤ 新入会員を中心にした消費者問題および多重債務問題の研修会の開催
- (2) 労働問題への対応
- ① 司法書士労働相談センターの運営
 - ② 全5回にわたる連続した会員研修会の開催
 - ③ 外部の研修会、シンポジウム等への部員の派遣
- (3) 貧困問題・社会保障への対応
- ① ぐんま養育費相談センターの運営
 - ② 県内自治体に対する養育費確保に向けた連携体制の構築および協定の締結
 - ③ L G B T Q支援団体との連携およびL G B T Q当事者への支援の研究
 - ④ 生活困窮者を対象とした相談会の開催
 - ⑤ 自治体と連携した生活困窮者に対する支援体制の構築、および調査活動
 - ⑥ 貧困問題や子どもの権利擁護、各種社会保障制度に関する研究、および研修会等の開催
- (4) 高齢者・障がい者への対応
- ① 行政等、関係各所と連携した相談会および勉強会、事例検討会の実施
 - ② 高齢者・障がい者の権利擁護に関する県内自治体との連携体制構築に向けた調査活動
 - ③ 高齢者・障がい者の権利擁護に関する社会保障制度の研究および研修会の開催
- (5) 人権侵害、犯罪被害者等への支援
- ① インターネット上の人権侵害に関する問題について調査、研究
 - ② インターネット上の人権侵害に関する研修会の開催
 - ③ インターネットトラブルに関する相談会の開催
- (6) その他、市民の権利擁護のために必要な事業

4 成年後見制度の利用促進等

平成28年5月13日に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、地域共生社会の実現を目指して、各市町村において

地域連携ネットワークの設立・中核機関の設置・市町村計画の作成・審議会その他の合議制機関の設置が令和3年度末を目標として定められていた。

しかしながら、群馬県内では、多くの自治体でその立ち上げが遅れている状況であり、早急な体制整備が求められている。

このような状況に対応するために、リーガルサポート群馬支部との連携を強化し、3士会（群馬司法書士会・群馬弁護士会・群馬県社会福祉士会）や家庭裁判所、群馬県および群馬県社会福祉協議会、並びに市町村の社会福祉協議会と協力しながら、各市町村の現状を把握したうえで、意見交換会等を開催し、群馬県内の各市町村が体制を整えられるよう協働する。

これに加え、本人の意思決定支援に重きをおく近年の成年後見業務の変容についての会員に対する情報提供や、司法書士の成年後見業務に対する家庭裁判所の対応の問題点を指摘し、申入れ等の活動を行う。

【広報部】

本年度は、例年の活動を継続して行うとともに、感染症まん延時においても県民とのつながりが途絶えないよう、典型的なマス媒体のみならず、インターネット媒体にも、積極的に広告出稿や記事投稿を行う。

1 会報「執務現場から」の発行

当会で実施した研修会や各種公開講座などの会活動、関連団体の活動、各会員による論考など、様々な角度から司法書士の動きを取材・記録する形で、「執務現場から」の編集作業を行う。

2 法教育

コロナ禍においても、講師派遣に関する教育機関からの問い合わせがあるため、感染症まん延下でも活動再開できるように準備する。

3 その他広報活動

(1) 会員通信による対内広報

当会の事業活動や、法改正・行政当局の情報などを掲載し、会内の情報共有に資するように努める。

(2) 当会ウェブサイト等による対外広報

相談会の告知、各種パンフレット、意見書など、随時、対外ウェブサイトに掲載するとともに、休眠会社のみなし解散についての案内や長期相続登記未了土地問題など、情報提供および啓蒙活動としても行う。

また、現状の対外ウェブサイトは、モバイル端末での閲覧に対応していないほか、完成後に追加したページが多くなり必要な情報にたどり着きにくくなっている。この課題を解決するため、抜本的な作り替えを目指す。

加えて、Facebook や YouTube チャンネルの更新作業を逐次行う。

(3) マス媒体による対外宣伝

各マス媒体の広告企画に参加するのみならず、単体での広告掲載も行う。マス媒体には、これまでどおり、相談会などの市民向け催事の告知も行う。

(4) 法教育の対象外の団体からの講師派遣要請への対応

当会には教育機関以外からの講師派遣の要請もあるので、逐次適切に対応する。

【相談部】

面談形式の相談会や研修会等については、新型コロナまん延状況等に鑑み、その都度、中止を含め検討していく。

1 総合相談センターの運営

(1) 各種相談センターの運営

以下のセンターの運営を行い、定期的に各種相談センターの相談員募集をするなど、相談体制のさらなる拡充を図る。

- ① 無料電話相談センター
- ② 群馬司法書士総合相談センター前橋会場（第2、第4土曜日）
- ③ 群馬司法書士総合相談センター東毛会場（第2土曜日）
- ④ 簡裁訴訟代理法律相談センター（法テラス指定）
- ⑤ 有料相談センター
- ⑥ 労働相談センター（「市民の権利委員会」が主体）
- ⑦ ぐんま養育費相談センター（「市民の権利委員会」が主体）
- ⑧ 相続登記相談センター（日司連が開設したフリーダイヤルの転送）

(2) 各種相談会の開催

以下の相談会の実施を予定している。

- ① 日司連主催の全国一斉「遺言・相続」相談会への参加（令和4年8月7日）

例年8月開催の「県下一斉無料相談会」を兼ねて開催する。

- ② 税理士会との合同相談会
- ③ 女性のための女性司法書士による無料相談会
- ④ 無料出張相談会
- ⑤ 生活が苦しい方のための司法書士電話相談（仮称）
- ⑥ その他各種相談会

（3）相談事業に関する広報

総合相談センターのリーフレットを県内各所に定期的に配布するなどして、当センターの広報に努め、相談件数の増加につなげる。

2 ADR

（1）ADRセンターの運営

前年度に引き続き、利用者の納得できる紛争解決を目指し、自主交渉援助型による裁判外紛争解決手続（ADR）を実施していきたい。新型コロナ対策を講じた上での調停実施、または場合により Zoom を使用した方法による調停を実施していきたい。

（2）ADRセンターの広報活動

県内各機関に対してリーフレットを定期的に配布するなど、当センターの広報を行い、利用件数の増加に努めたい。また、当センターを安心して利用いただけるよう、ウェブサイトや Facebook ページを活用し、一般の方にもわかりやすい情報を伝えていきたい。

（3）研修会などの開催

前年度は、新型コロナ対策のため、新入会員研修以外のADR研修を全く行えなかったが、本年度は、状況を見て可能であればADR担当司法書士・世話人の担い手を育成するため、トレーニングを実施、および他団体の研修にも委員の派遣をしたい。また、会員からの申込件数を増加させるべく、各支部および他の関連委員会等からの要請があればADR研修を行い、会員の理解と協力を求めたい。

その他、新型コロナの状況等を鑑みながらではあるが、当センターの広報およびADR普及のため、他団体や自治体などにもトレーニングや研修会への参加を呼びかけ、交流を図っていきたい。

3 法テラスへの対応

(1) 法テラスとの連携

日本司法支援センター（法テラス）との協力関係を維持および強化するため、現場レベルでの連携を図る。前年度諸般の事情により開催できなかった法テラスとの協議会を複数回実施できるよう働きかけ、各種政策に関する意見交換を行っていく。

(2) 簡裁訴訟代理法律相談センター（法テラス指定）の運営

前年度と同様、県内各機関に対してチラシを定期的に配布するなど当センターの広報を行い、利用の促進を図る。前年度から適用されつつも新型コロナウイルス感染拡大により開催できなかった、総合相談センター東毛会場での簡裁訴訟代理法律相談センター運営に対応する。また、市町村での相談活動に法テラス指定を受けるべきか検討する。

(3) 民事法律扶助の利用促進に関する検討

司法書士にとってより利用しやすい民事法律扶助の使い方を検討し、主に相談援助を会員に向けて周知することで、その利用促進につなげる。また、企画部とも連携し、訴訟業務促進と関連して民事法律扶助の利用促進も図る。その他利用促進につながる方法を模索する。

(4) 特定援助対象者法律相談援助事業、相談員の派遣

相談員名簿の再検討を行い、相談員を派遣する。

(5) 扶助審査委員の派遣

扶助審査委員は援助開始決定および終結の審査という法律扶助制度の根幹を担うものである。この派遣により法テラスとの重要な接点とする。本年度は委員を3名派遣する。

(6) 新入会員向けの研修会

新入会員向けに民事法律扶助に関する研修会を行い、本制度の周知を図る。

【研修部】

1 会員研修

- (1) コロナ禍の影響を考慮しながら、前年度に引き続き Zoom 等を利用したオンラインでの研修会を中心とし、DVD や e ラーニングの配信を定期的に行う。新型コロナウイルスの流行が収まり、集合形式の研修が実施できるようになったとしても、会員負担の軽減と履修率向上のため、オンライン研修の併用を継続する。そのため会員にオンラインでの受講方法や e

ラーニングの利用の周知を図る。

- (2) 司法書士業務に関する法令および業務に関するものについて、研修部
独自で、または各委員会と連携して研修会を実施する。
- (3) 職業倫理に関する研修として年次制研修を実施する。関東ブロック司
法書士会協議会の年次制研修と連携するとともに、前年度利用した日司
連研修ポータルの活用も視野に実施方法を検討する。
- (4) 群馬弁護士会との合同研修会を担当会として実施する。
- (5) 成年後見センター・リーガルサポート群馬支部との連携により、成年
後見業務および財産管理に関する研修会を実施する。
- (6) 会員が12単位以上（内、倫理2単位）を取得できるよう努める。会
員への周知、支部への倫理研修実施のお願い、倫理研修の実施を行う。
- (7) 研修のメニューを提示して、本会からの講師を派遣し、支部研修をサ
ポートする。

2 新入会員研修

(1) 新入会員研修

新入会員に必要な知識および司法書士執務についての研修会を実施する。前年度は司法書士試験合格者の把握が困難であったため、研修広報のあり方についても検討する。

(2) 講師派遣

関東ブロック司法書士会協議会新人研修会および中央新人研修会へ講師を派遣する。また、特別研修のチューターおよび支援要員を派遣する。